

特定健康診査等実施計画書

(改訂版)

富士ソフト健康保険組合

平成25年9月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき平成20年度に第一期計画（平成20年度～平成24年度）を策定し実施した結果、当健康保険組合は第一期計画の目標を達成できる見込みとなりました。今回、第一期の結果を踏まえて、第二期計画（平成25年度～平成29年度）を策定いたします。

1. 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、富士ソフト株式会社を中心とした富士ソフトグループの事業所が加入している健康保険組合である。

平成24年度末の事業所数は11で、全国5都道府県に本社が所在するが、約7割が東京、神奈川に所在している。

ただし、事業所の各拠点は14都道府県にあり、関東（1都5県）に在勤している被保険者は8割、それ以外の在勤者は2割程度である。

当健康保険組合に加入している被保険者は、平均年齢が36歳で、男性が全体の8割強を占める。

健康診断については、各所在地近くの検診機関と契約をし、また巡回健診により行っている。

現在は契約している検診機関（全国17都道府県で90施設）で受診が可能であり、契約外検診機関を利用した場合においても補助金を支給することにより、広く健康診断の受診機会を設けている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病との発症リスクの低減を図ることが可能となる。

特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

また、特定健康診査・特定保健指導を実施することにより加入者の健康寿命（介護を受けたり病気で寝たきりにならず、自立して健康に生活できる期間）を伸ばすことを重要と考えます。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

第一期と同様に、当健保組合独自で実施する短期人間ドック（特定健診項目を含む）を40歳以上の被保険者及び被扶養者を対象に実施する。その結果のデータを引き続き管理することとする。

3. 事業者が行う健康診断及び保健指導との関係

第一期と同様に、事業主と一体となって特定健診（法定健診）を実施します。

保健指導については事業者が行うものとは別に、当健康保険組合が委託する保健指導機関の医師、保健師、管理栄養士等の専門スタッフから指導を受けていただきます。

4. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのため保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の目標
被保険者	94.2	94.4	94.6	94.8	95.0	—
被扶養者	61.3	63.3	65.8	71.9	77.6	—
合計	84.0	85.0	86.0	88.0	90.0	90.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率60.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の目標
被保険者	52.0	52.8	53.5	58.5	62.4	—
被扶養者	15.9	19.4	24.4	31.0	37.2	—
合計	49.0	50.1	51.0	56.0	60.0	60.0

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1. 対象者数

① 特定健康診査

被保険者（社員）

（人）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
社員総数	8,188	7,790	7,399	7,027	6,673
40歳以上対象者数※	2,930	3,101	3,251	3,401	3,558
任継者数	42	43	45	47	48
目標実施率（%）	94.2	94.4	94.6	94.8	95.0
目標実施者数	2,761	2,928	3,076	3,223	3,381

※40歳以上対象者数には任継者も含まれる。

被扶養者

（人）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被扶養者総数	6,686	6,757	6,820	6,882	6,946
40歳以上対象者数	1,329	1,355	1,395	1,432	1,454
目標実施率（%）	61.3	63.3	65.8	71.9	77.6
目標実施者数	815	858	918	1,030	1,128

被保険者＋被扶養者

（人）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加入者総数	14,874	14,547	14,219	13,909	13,619
40歳以上対象者数	4,259	4,456	4,646	4,833	5,012
目標実施率（%）	84.0	85.0	86.0	88.0	90.0
目標実施者数	3,576	3,786	3,994	4,253	4,509

特定保健指導

被保険者＋被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者数	834	873	912	950	991
動機付支援対象者	317	333	351	370	388
実施率(%)	60.9	61.6	62.7	66.2	68.3
実施者数	193	205	220	245	265
積極的支援対象者	517	540	561	580	603
実施率(%)	41.8	43.0	43.7	49.5	54.7
実施者数	216	232	245	287	330
保健指導対象者計	834	873	912	950	991
実施率(%)	49.0	50.1	51.0	56.0	60.0
実施者数	409	437	465	532	595

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健康診査は、当健康保険組合が契約する検診機関にて行う。

やむをえず契約検診機関での受診ができない場合は、契約外検診機関にて受診する。
特定保健指導は保健指導を行える機関に委託をし、事業所・自宅への訪問等にて、全国の地域を網羅して行う。

(2) 実施項目

短期人間ドックの受診をもって特定健康診査の受診に代える。
短期人間ドックの受診項目は特定健診項目を含むものとする。

(3) 実施時期

実施時期は通年とする。

(4) 委託の有無

ア. 特定健康診査

当健康保険組合が個別で契約する検診機関に委託する。

イ. 特定保健指導

全国の地域での保健指導が実施可能な保健指導機関に委託する。

(5) 受診方法

被保険者・被扶養者は当健康保険組合に受診を希望する日時を登録した上で、特定健康診査または特定保健指導を受診していただきます。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、既定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

契約外検診機関で受診の場合、一旦、全額負担し、領収書をもって当健康保険組合から補助金を支給する。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合のホームページに掲載して行う。

また、事業所と連携し社内報、ホームページ、衛生委員会にて案内を行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは契約検診機関から電子データを月単位で受領して当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に保健指導機関から電子データで受領し、保管年数は最低5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、優先順位を付けず全員を対象とする。

(9) 特定保健指導の実施方法

積極的支援・動機付け支援について、「標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）」に基づき実施する。

また、初回面接については「ICTを活用した特定保健指導の実施の手引き」に基づき、対象者の同意を得た上で、テレビ会議システム等を使用して実施する場合がある。

IV 個人情報の保護

当健康保険組合は、富士ソフト健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。当健康保険組合及び委託された検診・保健指導機関は業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健康保険組合の職員に限る。

V 特定健康診査等の実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健康保険組合のホームページに掲載して行う。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年実施状況を当健康保険組合で把握し、理事会において見直しを検討する。また、平成27年に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健康保険組合に所属する事務職員については特定健診保健指導に係わる研修に随時参加させる。

附 則

1. 平成 2 5 年 4 月 1 日 施行
2. 平成 2 5 年 9 月 1 日 改正